

「人々が平和に暮らせるために」

熊本県立熊本北高等学校 普通科(文系)・英語科
総合的な探究の時間 C3班

1 研究の動機

世界的に見て平和な日本だが、テレビのニュースでは、児童虐待、いじめ、女性差別問題、詐欺、誹謗中傷、などの多くの社会問題が報道されている。その報道されている社会問題に目を向けてみると、本当に日本で身体的にも精神的にも平和に暮らせるのか疑問に思った。また、私たちは現代社会の授業で、人が人間らしく幸せに生きるために基本的人権が存在すると学んだ。そこで、ニュースで報道されている社会問題と基本的人権を結びつけて個人で気になるものを研究することに決めた。

2 研究の方法

本研究では、日本で平和に暮らすためにはどのようなことが必要になってくるのかを明らかにしたい。そこで、インターネットを使って基本的人権の中でも「自由権」「平等権」「社会権」の3つに含まれる権利と、個人が興味を持った社会問題を関連付けて調べ、どのような設備やシステムがあれば平和に暮らせるのかを研究する。また、日本にそれがない場合にどうすればよいのかを考察する。

3 研究の結果

第1章 「LGBTについて」 2年1組23号 坂田 紗織里

近年LGBTQという用語をよく耳にする。LGBTQとはレズビアン (Lesbian)、ゲイ (Gay)バイセクシュアル (Bisexual)の3つの性的指向と、トランスジェンダ(Transgender)というアイデンティティの各単語の頭文字を組み合わせた表現にクエスチョン (Question) の問題というのを合わせたものである。

私がLGBTという言葉を知ったのはドラマであり、『日本におけるLGBTへの認知度と漫画やドラマなどのコンテンツの注目度は比例しているのではないか』と思い調べてみることにした。

調べる手順として、第一に、日本と外国のLGBTに関する法律を明らかにする。第二に、今の日本と外国の現状を明らかにする。第三に、日本の法律と社会による漫画やドラマなどのコンテンツの変化を明らかにする。またこれにより、現代の人々な価値観にどのような影響を与えたか明らかにする。(外国は、アメリカ、イギリスに注目する。)

・日本と外国の現在におけるLGBTへの法律

アメリカ	2004年、マサチューセッツ州が初めて同性婚を合法化したあとに、37の州と首都ワシントンが続いた。そして、最高裁判決により、国内のどの州で行われる結婚も合法的なものであると確認された。
イギリス	婚姻(同性カップル)法2013が2014年に成立し、法律上の性別変更が認められる法律、性別認定法2004が2004年に成立。また、性別、人種、障害、性的指向、性別の再適正化、婚姻・シビルパートナーシップなどの計9個を保護特性として定義しそれぞれについて差別やハラスメント、権利の行使に対する被害の禁止を制定する、平等法が2010年に成立した。
日本	同性婚は法的に認められていない。代わりに住民人口の半数を占める地方自治体でパートナーシップ制度が制定されている。

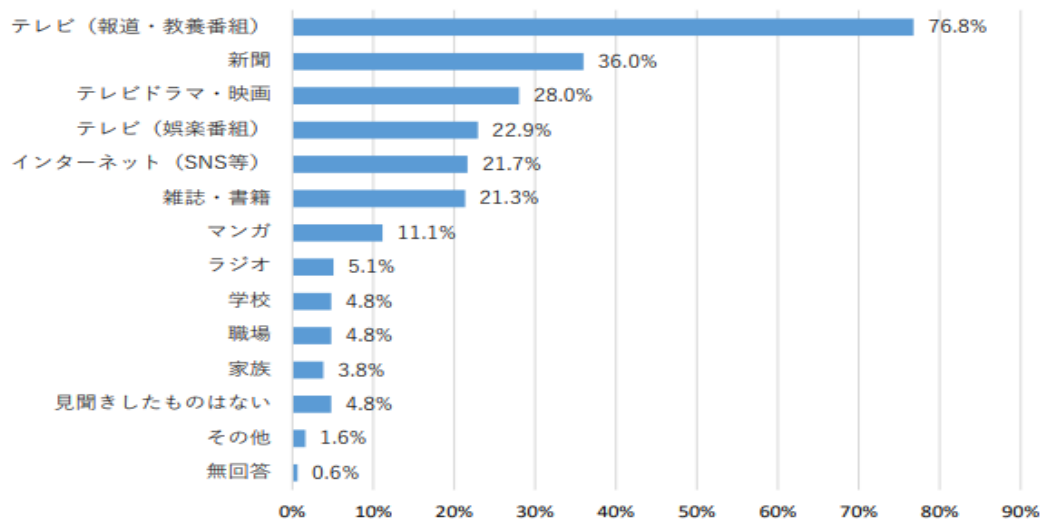
・LGBTに関する現状

アメリカ	<p>多くの人が*セクシュアリティを公言することに誇りを持っており、一般社会においても素性を明かすことを肯定的に捉えている人が多い。また、日常生活でも公言している人が至るところに存在する。一般人に限らずアップルのCEOであるティム・クックなど政界やビジネス界・ショービジネス界の多くの著名人が自らのセクシュアリティを公言し活動している。</p>
イギリス	<p>EU指令に基づく国内法の整備が必要となり、差別やハラスメントが禁止となった。また、意識調査から社会的な受容が年々拡大している事がわかる。同性間の婚姻関係について、「間違っている」とする回答比率は1987年の85%から2012年の28%に低下し、「全く間違っていない」との回答は11%から47%に増加している。また、イギリスのLGBTへの対応は最優良国に位置づけられている。</p>
日本	<p>2000年以降インターネットが普及したことで、自らのセクシュアリティを他人に明かさずに同じセクシュアリティの者同士で知り合うことが容易にできるようになった。そのおかげで、2005年以降、日本におけるLGBTコミュニティは増加していったが日本のLGBTは自らセクシュアリティを公言することはなかった。以前と比べて自らのセクシュアリティを肯定的に捉えるようになってきた。しかし、いまだ大半の人はセクシュアリティを対外的に公言することは非常にリスクであると感じている。そのことを示すように、政界やビジネス界でも自らのセクシュアリティを公言している人は皆無であり、日本のLGBTは現在も一般社会において素性を明かしたがない。</p>

*セクシュアリティ：性に関する意識や行動を総称する言葉のこと

・日本の法律と社会による漫画やドラマなどのコンテンツの変化と価値観への影響

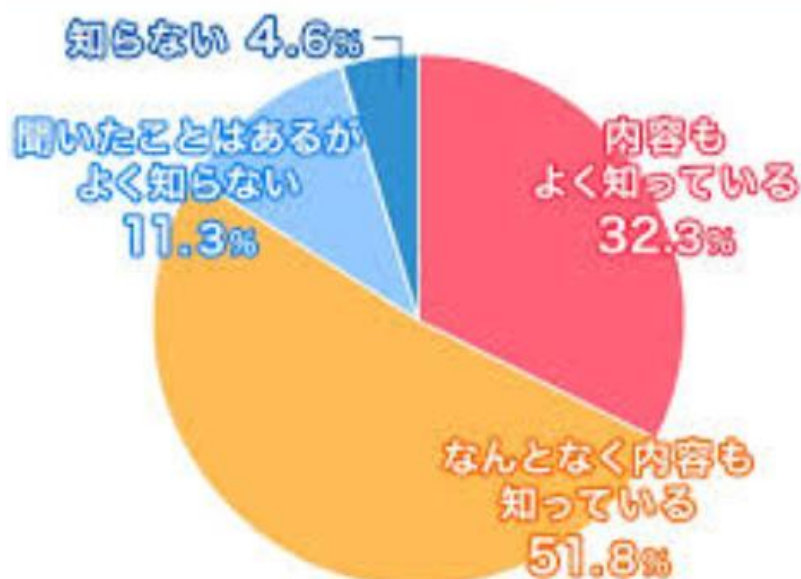
山梨県の県民生活部、県民生活・男女参画課のLGBTに関するアンケートの「LGBTに関する情報を見聞きしたものは？」という質問より、テレビドラマ・映画、漫画、雑誌、書籍の割合が合計で83%をしめていた。これは、一番多かった報道・教養番組の割合を超えている。



（山梨県の県民生活部、県民生活・男女参画課）

また、「LGBTを知ったきっかけは？」という意識調査を行った結果、【ニュースやインタビュー記事】が65.1%、【有名人・著名人のセクシュアリティなカミングアウト】が28%、【LGBTをテーマにした映像コンテンツ】が26.2%、【SNS】が22%、【LGBTに関する書籍（マンガ、エッセイなど）】が12.7%となっており、インターネットやエンタメコンテンツ経由で認識した人が半数近くいる。上戸彩が性同一性障害を演じた「ドラマ：金八先生」、草薙剛の女装姿も話題となった「映画：ミッドナイトスワン」、言わずと知れた「ドラマ：おっさんずラブ」、原作がマンガでありドラマ化もされた「消えた初恋」など作品名を上げての回答もあった。

あなたは、LGBTということばを知っていますか？（単一回答）



（ORICON NEWSより）

以上のことより、エンタメコンテンツによってLGBTの認知度は、高い割合になっていることがわかった。エンタメコンテンツでLGBTの理解が深まる内容を発信すれば、より理解が深まり、LGBTへの対応が適切なものになると考える。よって、「日本におけるLGBTへの認知度と漫画やドラマなどのコンテンツの注目度は比例しているのでは」という仮説は正しい。

第2章 「インターネットによる人権侵害」 2年2組 18号名前大野優菜子

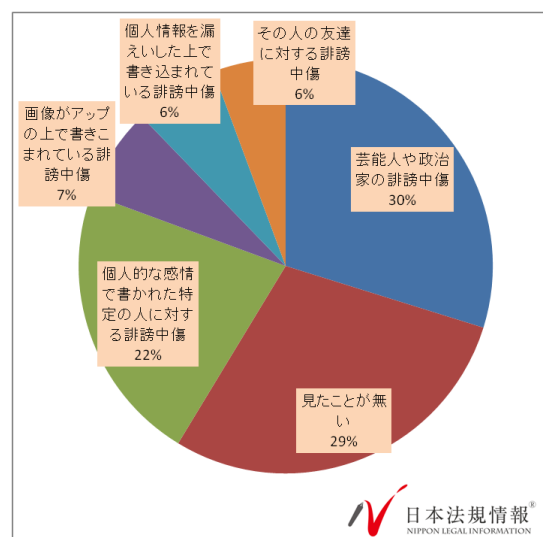
現代では様々な年代の人々がスマホを持っておりいつでも誰とでもコミュニケーションをとることができるようになっている。それは良い点でもあるが、tiktookやYou Tube、Twitterなどのアプリで特定の人への誹謗中傷が問題となっている。誹謗中傷により亡くなってしまった人もいるのにも関わらず、インターネットによる人権侵害が軽視されているのではないかと考えた。

誹謗中傷の数はH23では636件であるが、年々増加していきH30では3倍の1910件になっている。これはスマートフォンの所有率と比例している。このことから誹謗中傷が急激に増加した理由の一つとして、スマホの普及が関係していると考えることができる。

誹謗中傷の増加だけでなく、誹謗中傷の過激化も問題となっている。その例の一つは、恋愛リアリティーショー「テラスハウス」に出演し、視聴者からの誹謗中傷により亡くなった木村花さんだ。木村さんの共演メンバーとの喧嘩や注意の仕方、言葉の選び方などに対してよく思わない視聴者が出始め、SNSでの攻撃が始まっていった。そして、花さんはSNSでの誹謗中傷に耐えられなくなり自ら命を絶ってしまい、誹謗中傷をした人2名が侮辱罪にあたるとして書類送検されたが、罰金9000円で済まされた。この2人以外にも誹謗中傷した人は沢山いるが捕まっていない。また、誹謗中傷に対する詳しい法律が整っていないことにより罰金9000円という軽い罰になってしまったといえる。

また、男性676人、女性1045人の計1721人に誹謗中傷を見たことがありますか？という質問に対して71%の人が見たことがある29%の人が見たことがないと答えた。

これは、10人中7人は誹謗中傷を見たことがあるということである。



しかし、年代別の誹謗中傷への対応の割合を見ると誹謗中傷に対する対応は年齢問わず何もしない人が多い事がわかる

	回答者数（名）	特に何もしない	反対意見を書く	関連機関に報告
20代	84	54.8	2.4	6.0
30代	100	50.0	3.0	4.0
40代	109	49.5	2.8	1.8
50代	92	41.3	1.1	3.3
60代	42	45.2	2.4	0.0

よって、私はインターネットによる人権侵害が軽視されているのではないかと仮説する

第3章 「日本国憲法第14条が守られればいいのでは」 2年3組32号名前 藤川結衣

差別には、身分に関する差別、階級と職業に関する差別、人種・民族・宗教・文化に関する差別、言語・地域に関する差別、性に関する差別、能力に関する差別、病人に関する差別など多くの差別がある。これらの差別は、人々が平和に暮らすにあたって大きな社会問題である。日本では、差別に関する憲法として日本国憲法第14条があり、そこには、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と記されている。これは、いわゆる法の下での平等、（平等権）について規定するものである。人々が平和に暮らすには、差別がなくなるべきではないかと考える。そこで、この憲法第14条が守られれば差別はなくなり、人々は平和に暮らせるのではないかと考えた。

人種差別がなくなった場合、言語や肌の色、能力が原因で起こる内戦、紛争、大戦がなくなると考えられる

信条差別がなくなった場合、考えの違いによる争い、差別がなくなると考えられる

性別差別がなくなった場合、男女関係なく仕事ができる、ジェンダーレスにつながる

社会的身分または門地に関する差別がなくなった場合、門地による就職時の差別がなくなると考えられる

経済的差別がなくなった場合、貧富の差がなくなると考えられる

このように憲法第14条に記されている差別がなくなると争いはなくなり、身分や能力の違いで差別されることはなくなり人々は平和に暮らせると考えられる。しかし、「考え方の違い」は人に意思がある限り口論などの争いは絶えないと考えられる。

これより、日本国憲法第14条が守られれば人々は平和に暮らせるのではという仮説は、人に意思があるかぎりは立証されないと考える。

第4章 「子どもの貧困の解決策」 2年1組24号 名前 佐々木清圭

仮説「日本はイギリスに比べ子どもの貧困に対する問題意識が低い」

今、日本の実に7人に1人の子どもが貧困状態にあるといわれている。この日本における「子どもの貧困」とは「相対的貧困」のことを指す。

相対的貧困とは、その国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態を指し、子どもの貧困とは相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在及び生活状況のことを指す。こういった子どもたちは、毎日の衣食住に事欠く「絶対的貧困」とは異なるが、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にある。

私が「子どもの貧困」という言葉に注目したのは、「教育格差」と深い関係があるからだ。教育格差とは生まれ育った環境により受けることのできる教育に格差が生まれることである。日本は大学へ通うのに膨大な費用がかかる。そのお金を払えず、大学進学を諦めざるを得ない人がたくさんいる。このように親の経済状況が「教育格差」をより拡大させてしまう要因であると考えた。

研究方法は日本とイギリスの「子どもの貧困対策推進法」から見える問題意識の差を明確にする。ただし、比較する対策の事例は経済支援のみに限る。

イギリスを比較対象とする理由は、約10年間で貧困率の減少に成功しているからだ。97年から10年までの変化を見てみると、子どもの貧困率は26%から18%へ約3割低下している。特にひとり親世帯の子どもの貧困率は49%から22%へと約5割低下している。

(※英国は日本より広く貧困層を捉えて貧困率を算出しているため数値が高い)

日本とイギリスの大きな違いは目標の明確さである。2010年に成立したイギリスの「子どもの貧困法」は以下の4項目の数値目標を明記している。

◇2020年までに次の目標を達成する

- ①相対的貧困世帯に暮らす子どもの割合を10%未満に
- ②低所得かつ物質的剥奪状態にある子どもの割合を5%未満に
- ③子どもの絶対的貧困率を5%未満に
- ④継続して(3年間)貧困状態にある子どもの割合の削減(目標値は15年までに定める)

◇政府は毎年、進行状況を報告する。3年ごとに戦略を見直す

◇政府に助言する「子どもの貧困委員会」を設置する

物質的剥奪状態…「1日3食食べることができる」、「修学旅行に行くことができる」といった生活に必要なモノやサービスを、経済的な理由で享受することができない状態

対して日本の「子どもの貧困対策推進法」は、対策の考え方や方向性は示しているものの、具体的な数値目標は含まれていない。

この違いが表すのは両国の貧困への理解の差だ。イギリスでは貧困は社会問題、格差問題として認知されている。日本では、貧困は欠乏や飢餓のイメージであり、その原因も「本人の努力が足りない」と言われてきた。社会問題は国民全員が取り組んで解決できるが、個人の問題という認識では「自分には関係ない」という根本的な問題意識が欠落している。

そのため議論の話題にもされない。

以上のことから、日本はイギリスと比べて貧困への問題意識が低いという仮説は正しいといえる。

第5章 「子どもに対する虐待問題」 2年2組 17号名前 泉愛莉

仮説「孤独な育児にならないように社会とのつながりを持たば児童虐待を減らすことにつながるのでは」

近年、児童虐待によって、幼い命が失われたというニュースをよく目にする。児童虐待には、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待などがある。児童虐待の背景には育児の環境が関係しているのではないかと考えた。

・児童虐待の定義

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)、きょうだいに虐待行為を行う など

・児童虐待の現状

2020年度に児童相談所が対応した児童虐待件数は、205,044件

2000年に児童虐待防止法が施行されてから、相談件数は毎年増加している。(相談窓口ができたことで、今まで明るみにならなかった虐待の相談が増えたという見方ももちろんできるが、ここ数年は右肩上がり増加している。)

特に増加しているのは心理的虐待やネグレクトなど「目に見えない」虐待。この背景には、核家族化や共働きに加え、ひとり親世帯も要因として挙げられる。

社会の疲弊と不満が、罪のない子どもにぶつけられている。

2019年4月から2020年3月までに虐待死した子どもの数は、78名

私たちが何気なく過ごしている一週間の間に、一人以上の子どもが虐待により亡くなっている。さらに、虐待死した子どものうち3歳以下が59.7%、0歳以下がもっとも多く49.1%を占めている。

自分で自分を守る術を知らない小さな子どもたちが犠牲になっている。

令和元年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち、実の親による虐待の割合88.9%

主な虐待者別構成割合をみると「実母」が47.7%と最も多く、次いで「実父」が41.2%となっており、「実父」の構成割合は年々上昇している。

親も様々な理由で追い詰められ、精神的にも経済的にも限界を通り過ぎ、やり場のない怒りとやるせなさを抱えながら、結果として自分でも望まぬうちに子どもに矛先を向けてしまうのかもしれない。

以上のことから、子育ての環境が児童虐待に影響していることがわかる。よって、孤独な育児にならないように社会とのつながりを持たれば児童虐待を減らすことにつながるのではという仮説は正しい。

・私たちにできること

私たちが考えなければならないのは、果たして虐待は当事者だけの問題なのか？ということ。虐待の加害者である親を罰すれば解決するのか。虐待をするような親と離れることができれば子どもはそれだけで幸せなのか。周囲にいる私たちが、すぐ近くで起こっているかもしれない虐待という問題に目を向けることが虐待のない社会を作っていくことに繋がる。

第6章 「日本語の誤用」 2年3組 31号名前 藤川美咲

仮説「テレビの普及によって誤用が増えたのでは」

現代の日本語は、本来の日本語とは異なった使い方をする場合がある。これを「日本語の誤用」という。誤用の例として挙げられるものは、主に3つあり「ら抜き言葉」「慣用表現による誤用」「若者言葉」がそれに当てはまる。異なった意味で使われる日本語が一定の世代で広がれば、正しい使い方をする世代と誤った使い方をする世代とで、意思疎通が困難になるのではと考えた。

1つ目のら抜き言葉は、ある動詞に可能の意味をもつ助動詞の「られる」が接続して「ら」が抜ける言葉のことだ。「食べられる」が「食べれる」のように変化したものが例として挙げられ、話し言葉の世界では、昭和初期から現れて戦後に増加した。これは文法としては正しくないが、方言として捉えると「ら」を抜いた可能表現が北陸、近畿、中部、中国、四国地方で見られる。

2つ目の慣用表現による誤用は、本来の意味とは異なった意味で使われる場合と、組み合わせる単語が間違っている場合の二種類がある。前者の例として「情けは人のためならず」が挙げられる。これは本来「人に情けを掛けておくと、巡り巡って結局は自分のためになる」と言う意味だが、現代では「人に情けを掛けて助けてやることは、結局はその人のためにならない」というような意味で使われることが多い。また、後者の例として「的を射る」がある。意味は「物事の肝心な点を確実にとらえること」であり、「的を得る」と間違えられる場合がある。

3つ目の若者言葉は、主に20代前後の青年たちの間で使われる俗語であり、それ以外の世代ではあまり使われない言葉である。若者言葉の歴史は古く、清少納言の枕草子で若者の言葉遣いに対し「いとわろし（とてもみっともない）」という記述があり平安時代から存在することがわかる。

日本国政府の文化庁が平成7年から始めた「国語に関する世論調査」によれば、平成7年の「ら抜き言葉」のパーセンテージは本来の使い方をする人が71.6%に対し、誤っ

た使い方をする人は22,6%だった。しかし、令和2年の調査では「見られた/見れた」の割合が46,4%と52,2%だった。また、「考えられない/考えれない」では93,8%と4,9%となっており、ら抜き言葉のなかでも結果に違いが出ていた。

また、テレビの普及率は1978年から95%を超えている。

以上のことより、「ら抜き言葉」が使われる割合は年々増加していることがわかる。また、テレビの普及率は1978年には95%を超えていることから「テレビの普及によって日本語の誤用が増えたのでは」という仮説は正しくない。

第7章 「学校アンケート（いじめ）の意義」 2年 1組 34号名前山崎心愛

仮説「学校アンケートの意味はない」

毎年学校アンケートをしているのに本当のことを書いても揉み消されてしまうという事件（旭川女子中学生いじめ凍死事件）が報道されているのを見た。そこで学校アンケートの意味がないのではないかと思い、研究することにした。

学校アンケートは、**被害者・加害者を見つけるというものではなく、どの程度のいじめが起きているかを把握するためのもの**だった。仮説は『学校アンケート=いじめがなくなるために実施している』ことを前提として考えていたところから違った。調べる内容として考えていた、学校アンケートで「いじめられたことがある」と回答したらどのような対応が行われるかを調べること、本当にいじめがあったことを書けているのかを調べることは意味のないものとなった。

これより「学校アンケートの意味はない」という仮説は私が考えていたいじめ対策としては正しいが、学校アンケートの目的を考えると正しくない。

[まとめ]

学校アンケートの意義を明確にしなければならないと考えた。

4 研究の考察

第1章より、LGBTに対する日本の法律と現状は、アメリカとイギリスに比べ配慮が足りていないものが多い。だが、日本におけるLGBTの認知度は、エンタメコンテンツの注目度と比例していることがわかる。この結果を活用し、エンタメコンテンツでLGBTの理解が深まる内容を発信すれば、LGBTに対する理解が深まり人々の関心が広まることによってLGBTへの対応が適切なものになると考えた。

第2章より、誹謗中傷の割合が年々増加していることがわかる。そして、これはスマートフォンの所有率と比例しているため、スマートフォンの普及と関係があることがわかる。また、誹謗中傷の増加だけではなく、誹謗中傷の内容の過激化も問題となっている。インターネット上での誹謗中傷を目撃したことがある人は、「何もしない」という行動を選択することが多い。ゆえに、インターネットによる人権侵害が軽視されていると考えられる。

第3章より、様々な差別がなくなった場合を仮定したとき、日本国憲法第14条が守られれば人々は平和に暮らすことができると考えられた。しかし、人に意思がある限り口論など

の争いは絶えないと考えられる。ゆえに、日本国憲法第14条を守ることができず人々は平和に暮らせないと考えた。

第4章より、貧困に対する問題意識はイギリスと日本とで大きな違いがある。それは目標の明確さである。イギリスが、具体的な目標を挙げて貧困問題への対策をしているのに対し、日本は、具体的な数値などを使った目標がない。この違いから表されるのは両国の貧困への理解の差だ。イギリスは、貧困という言葉からは「社会問題」や「格差問題」として認識されるが、日本は「飢餓」や「欠乏」といった認識をしている。このことから、「日本はイギリスに比べ子どもの貧困に対する問題意識が低い」という仮説は正しいと考えた。

第5章より、子育ての環境が児童虐待に影響していることがわかる。そのことから、私達が考えなければならないことは、児童虐待は当事者だけの問題なのか？ということ。また、虐待の加害者である親を罰すれば解決するのか。ということなどが挙げられる。周囲にいる私達がすぐ近くで起こっているかもしれない虐待という問題に目を向けることが、虐待のない社会を作っていくことに繋がると考えた。

第6章より、1978年（昭和53年）にはテレビの普及率が95%を超えており、「ら抜き言葉」が使われる割合は平成年間において年々増加していたことがわかる。よって、「テレビの普及によって日本語の誤用が増えたのでは」という仮説は正しくないことがわかる。また、「ら抜き言葉」や「慣用表現による誤用」、「若者言葉」はテレビによって広まったのではなく、インターネットの普及によって増加しているのではないかと考えられる。

第7章より、学校アンケートは、どの程度のいじめが起きているかについて調べるものであり、担当者が前提としていた学校アンケートの目的がそもそも違っていた。よって、いじめの頻度を把握する手段としては学校アンケートが適切であるが、いじめをなくすという手段としては、適切ではなかった。ゆえに、「学校アンケートの意味はない」という仮説は正しいと考えた。

第1章から第7章より、多くの章に出てくるキーワードとして「インターネット」が挙げられる。よって、インターネットを有効に活用すれば人々が平和に暮らせるのではないかと考えられる。ゆえに、今後は「インターネットと個人の持つ権利の関係性」を課題として研究していく。この課題の仮説は「インターネットが普及し誰でも使えるようになったことによって」とした。